

令和 3 年

第 4 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和3年第4回海老名市議会定例会第1日）

令和3年12月1日（水）午前9時30分開議

- 日程第1 議案第55号 海老名市情報システム基金条例の制定について
- 日程第2 議案第56号 海老名市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第57号 海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 海老名市市債管理基金条例の廃止について
- 日程第9 議案第63号 指定管理者の指定について（海老名市文化会館・海老名市民ギャラリー）
- 日程第10 議案第64号 指定管理者の指定について（海老名運動公園・北部公園・中野公園・海老名市立スポーツ施設）
- 日程第11 議案第65号 指定管理者の指定について（海老名駅西口特定公共施設）
- 日程第12 議案第66号 市道の路線廃止について（市道365号線ほか3路線）
- 日程第13 議案第67号 市道の路線認定について（市道32号線ほか5路線）
- 日程第14 議案第68号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 8 議案第 7 2 号 令和 3 年度海老名市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 3 号 令和 3 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 7 4 号 令和 3 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 5 号 令和 3 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 6 号 令和 3 年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 5 号

海老名市情報システム基金条例の制定について

海老名市情報システム基金条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市情報システム基金を設置したいため

海老名市情報システム基金条例

(設置)

第1条 情報システムの導入及び更新に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、海老名市情報システム基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 第1条に規定する経費の財源に充てるとき。

(2) 預金債権との相殺のために償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

海老名市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例
の制定について

海老名市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を別紙のと
おり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定めたいため

海老名市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）

第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域の区分における設定区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）を設置する場合における法第4条の2第1項に規定する区域の区分における設定区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定	100分の25以上	100分の30以上

	により指定された区域		
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の15以上	100分の20以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 次に掲げる施設及び土地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(1) 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第3条に規定する建築物屋上等緑化施設

(2) 緑地(前号に規定する建築物屋上等緑化施設を除く。)と省令第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設が重複する土地

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 工場等の敷地が第1種区域、第2種区域又はこれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、第1種区域又は第2種区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係る規定を当該敷地について適用し、これら以外の区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地について適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 工場等のうち、第1種区域において平成13年3月31日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等(以下「第1種区域既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同

じ。)が行われるときの第3条の規定に適合する緑地の面積及び環境施設的面積の算定は、同条の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該第1種区域既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。

）別表第1の上欄に掲げるいずれか一つの業種に属する場合（以下「単業種」という。）

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0$ 、 $0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

イ 当該第1種区域既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合（以下「兼業」という。）

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0$ 、 $0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

ア 単業種

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right) > 0$ 、 $0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

イ 兼業

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right) > 0$ 、 $0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3 前項の式における記号に係る数値は、次の表のとおりとする。

記号	数値
G	当該変更に伴い設置する緑地の面積
P	当該変更に係る生産施設的面積
γ	当該第1種区域既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
G_0	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
S	当該第1種区域既存工場等の敷地面積
G_1	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計
n	当該第1種区域既存工場等が属する業種の個数
P_j	当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積
γ_j	j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
E	当該変更に伴い設置する環境施設的面積
E_0	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
E_1	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

4 第2種区域において昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「第2種区域既存工場等」という。）において、生産施設的面積の変更が行われるときの第3条の規定に適合する緑地の面積及び環境施設的面積の算定については、附則第2項各号の規定を準用する。この場合

において、同項中「第1種区域既存工場等」とあるのは「第2種区域既存工場等」と、「0.25」とあるのは「0.15」と、「0.3」とあるのは「0.2」と読み替えるものとする。

議案第 57 号

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

公共施設附帯駐車場の利用料金等について定めたいため

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部を改正する条例

(海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部改正)

第1条 海老名市立えびな市民活動センター設置条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「開館時間等」に改め、同条中「センター」の次に「（駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、規則で定める。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間及び駐車場の利用時間を一時的に変更することができる。

第23条第1項中「ホール等及び多目的室等」を「ホール等、多目的室等及び駐車場」に、「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。
 - (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3に基づき、国土交通大臣が定める自動車
 - (3) 国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する自動車
 - (4) センターの管理及び運営のために使用する自動車
 - (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は都道府県知事若しくは地

方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付された療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を所持する者及びその介護者が使用する自動車

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

第30条中「第18条」を「第16条第2項及び第3項、第18条」に、「、別表第1及び別表第2の」を「並びに別表第1から別表第3までの」に、「条文、別表第1及び別表第2中」を「規定中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、」に改め、「「市長」と」の次に「、「承認」とあるのは「許可」と」を加え、「、「利用時間」とあるのは「使用時間」と」を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 駐車場（第23条関係）

単位 円

区分	利用の単位	料金
普通車	当初1時間以内	0
	当初1時間を超えた後の1時間までごとに	200
大型車	1回につき	2,000

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 普通車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で二輪自動車又は乗車定員1人以上であるバス型でないものをいう。
 - (2) 大型車 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員1人以上であるバス型のものをいう。
- 2 現に市内に住所を有する者が駐車場を利用するときは、利用料金の100

分の50に相当する額を減額する。ただし、大型車を駐車する場合を除く。

(海老名市文化会館条例の一部改正)

第2条 海老名市文化会館条例(平成17年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「開館時間等」に改め、同条第1項中「会館」の次に「(駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第2項中「開館時間」の次に「及び駐車場の利用時間」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、規則で定める。

第24条第1号中「海老名市民ギャラリーは、別表」を「海老名市民ギャラリーにあつては別表第1に、駐車場にあつては別表第2」に改め、同条第2号中「及び海老名市民ギャラリー」を「、海老名市民ギャラリー及び駐車場」に改める。

第25条第1項中「規則」を「駐車場の利用料金及び規則」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3に基づき、国土交通大臣が定める自動車
- (3) 国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する自動車
- (4) 会館の管理及び運営のために使用する自動車
- (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は都道府県知事若しくは地

方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付された療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を所持する者及びその介護者が使用する自動車

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

第31条中「第19条」を「第17条第2項及び第3項、第19条」に、「及び別表」を「、別表第1並びに別表第2」に、「条文及び別表中」を「規定中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、」に、「第24条第1項第1号中「、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。」とあるのは「、別表に定める額」を「承認」を「許可」と、第24条第1号中「に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。」とあるのは「に定める額」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第24条関係）

駐車場利用料金

(単位 円)

区分	利用の単位	料金
普通車	当初1時間以内	0
	当初1時間を超えた後の1時間までごとに	200
大型車	1回につき	2,000

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 普通車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で二輪自動車又は乗車定員1人以上であるバス型でないものをいう。

(2) 大型車 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員11人以上であるバス型のものをいう。

2 現に市内に住所を有する者が駐車場を利用するときは、利用料金の100分の50に相当する額を減額する。ただし、大型車を駐車する場合を除く。

(海老名市都市公園条例の一部改正)

第3条 海老名市都市公園条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「有料公園施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加える。

第25条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、規則で定める。

第31条に次の1項を加える。

7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3に基づき、国土交通大臣が定める自動車

(3) 国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する自動車

(4) 都市公園の管理及び運営のために使用する自動車

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は都道府県知事若しくは地

方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付された療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を所持する者及びその介護者が使用する自動車

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

第32条中「第26条」を「第25条」に、「第31条第1項及び第2項」を「前条第1項、第2項及び第7項」に改め、「規定中」の次に「「利用時間」とあるのは「使用時間」と、」を加える。

別表第2海老名運動公園の部に次のように加える。

駐車場

別表第2北部公園の部に次のように加える。

駐車場

別表第2中野公園の部に次のように加える。

駐車場

別表第3海老名運動公園の部に次のように加える。

駐車場	普通車	当初1時間以内	0円
		当初1時間を超えた後の1時間までごとに	200円
	大型車	1回につき	2,000円

別表第3北部公園の部に次のように加える。

駐車場	普通車	当初1時間以内	0円
		当初1時間を超えた後の1時間までごとに	200円
	大型車	1回につき	2,000円

別表第3中野公園の部に次のように加える。

駐車場	普通車	当初1時間以内	0円
		当初1時間を超えた後の1時間までごとに	200円
	大型車	1回につき	2,000円

別表第3の備考第1項に次の2号を加える

- (4) 普通車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で二輪自動車又は乗車定員11人以上であるバス型でないものをいう。
- (5) 大型車 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員11人以上であるバス型のものをいう。

別表第3の備考第3項中「有料公園施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加え、同表備考第5項中「操り上げて」を「繰り上げて」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 6 現に市内に住所を有する者が駐車場を利用するときは、利用料金の100分の50に相当する額を減額する。ただし、大型車を駐車する場合を除く。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 58 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の基準の改正を踏まえ、特定教育・保育施設等が行う記録、作成等について電磁的な対応を容認したいため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第37条）
第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」

「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第37条）
を 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条） に改め
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条） 」

る。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項中「から第4項まで」を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（

電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を

受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正
について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

し尿の処理手数料を見直したいため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第30条中「第29条」を「前条」に改める。

別表第1し尿（定額制）の部に次のように加える。

工事、イベント等の現場において、臨時に便所を設置するとき。	便器1基1回の処理につき3,000円。ただし、便器1基に対し便槽1基の便所で、その便槽の容量が375リットルを超えるときは、375リットルまでごとに3,000円を加算する。
-------------------------------	--

別表第1し尿（従量制）の部定額制による処理手数料の算出が適当でないと市長が認めるとき。の項中「36リットルにつき120円」を「50リットルにつき400円」に改め、同表備考2第1号中「36リットル」を「50リットル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行ったし尿の処理に係る処理手数料に適用し、同日前に行ったし尿の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の処理手数料の徴収に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第60号

海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月1日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名駅東口立体有料自転車駐車場の廃止及び海老名駅東口第4有料自転車駐車場の設置等について定めたいため

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同表海老名駅東口第3有料自転車駐車場の項の次に次のように加える。

海老名駅東口第4有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目380番4
------------------	----------------

別表第2中有料自転車等駐車場の部海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同部海老名駅東口第3有料自転車駐車場の項の次に次のように加える。

海老名駅東口第4有料自転車駐車場	1,000円	800円	—
------------------	--------	------	---

別表第3月極使用の部海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同部上記以外の有料自転車等駐車場の項中「上記以外の」を削り、同表一時使用の部海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同部上記以外の有料自転車等駐車場の項中「上記以外の」を削る。

第2条 海老名市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1海老名駅東口第4有料自転車駐車場の項を削る。

別表第2有料自転車等駐車場の部海老名駅東口第4有料自転車駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の規定 令和4年8月1日

（2） 第2条の規定 令和7年4月1日

（3） 次項の規定 公布の日

（準備行為）

2 海老名駅東口第4有料自転車駐車場の使用に関し必要な手続その他の準備行為は、

前項第1号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

議案第 6 1 号

海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいため

海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

海老名市消防団員等公務災害補償条例（平成28年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 2 号

海老名市市債管理基金条例の廃止について

海老名市市債管理基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市市債管理基金を廃止したいため

海老名市市債管理基金条例を廃止する条例

海老名市市債管理基金条例（平成19年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

議案第 6 3 号

指定管理者の指定について（海老名市文化会館・海老名市民ギャラリー）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市文化会館及び海老名市民ギャラリーの指定管理者を指定したいため

指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名市文化会館	海老名市めぐみ町6番1号
海老名市民ギャラリー	海老名市中央二丁目9番50号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋本 鉄司

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 6 4 号

指定管理者の指定について（海老名運動公園・北部公園・中野公園・海老名市立スポーツ施設）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名運動公園、北部公園及び中野公園並びに海老名市立スポーツ施設の指定管理者を指定したいため

指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名運動公園	海老名市社家4, 032番地の1
北部公園	海老名市上今泉六丁目340番地の1
中野公園	海老名市中野一丁目2314番2
中野多目的広場	海老名市中野2, 314番地のイ
下今泉庭球場	海老名市下今泉二丁目2番1号
今里庭球場	海老名市今里三丁目3番35号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

相鉄・コナミスポーツ・日比谷花壇共同企業体

代表者 相鉄企業株式会社

代表取締役 佐武 宏

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

構成員 コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 有坂 順一

東京都品川区東品川四丁目10番1号

構成員 株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮島 浩彰

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 6 5 号

指定管理者の指定について（海老名駅西口特定公共施設）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名駅西口特定公共施設の指定管理者を指定したいため

指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名駅西口中心広場	海老名市扇町 1 1 8 番
海老名駅西口プロムナード	海老名市扇町 1 2 1 番、1 2 2 番、1 2 6 番、 1 2 7 番及び 1 2 8 番
海老名駅西口バス乗降場	海老名市扇町 1 1 9 番
海老名駅西口タクシー乗降場	海老名市扇町 1 2 0 番

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント

代表理事 山崎 日出雄

神奈川県海老名市扇町 5 番 7 号リコーフューチャーハウス 2 階

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 66 号

市道の路線廃止について（市道 365 号線ほか 3 路線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、別紙の市道の路線を廃止する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を廃止したいため

市道の路線廃止

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	3 6 5	河原口四丁目875番地先	2.92	22.70
		}	}	
		河原口四丁目875番地先	2.92	
2	3 2	大谷南二丁目3501番地先	5.60	1,124.19
		}	}	
	1 5 4 3	大谷北四丁目4592番1地先	27.06	6.10
		大谷南二丁目3600番2地先	1.81	
		大谷北三丁目3597番2地先	1.81	
3	4 6 3	今里二丁目413番1地先	3.50	565.90
		}	}	
		杉久保北一丁目302番1地先	29.30	

案内図

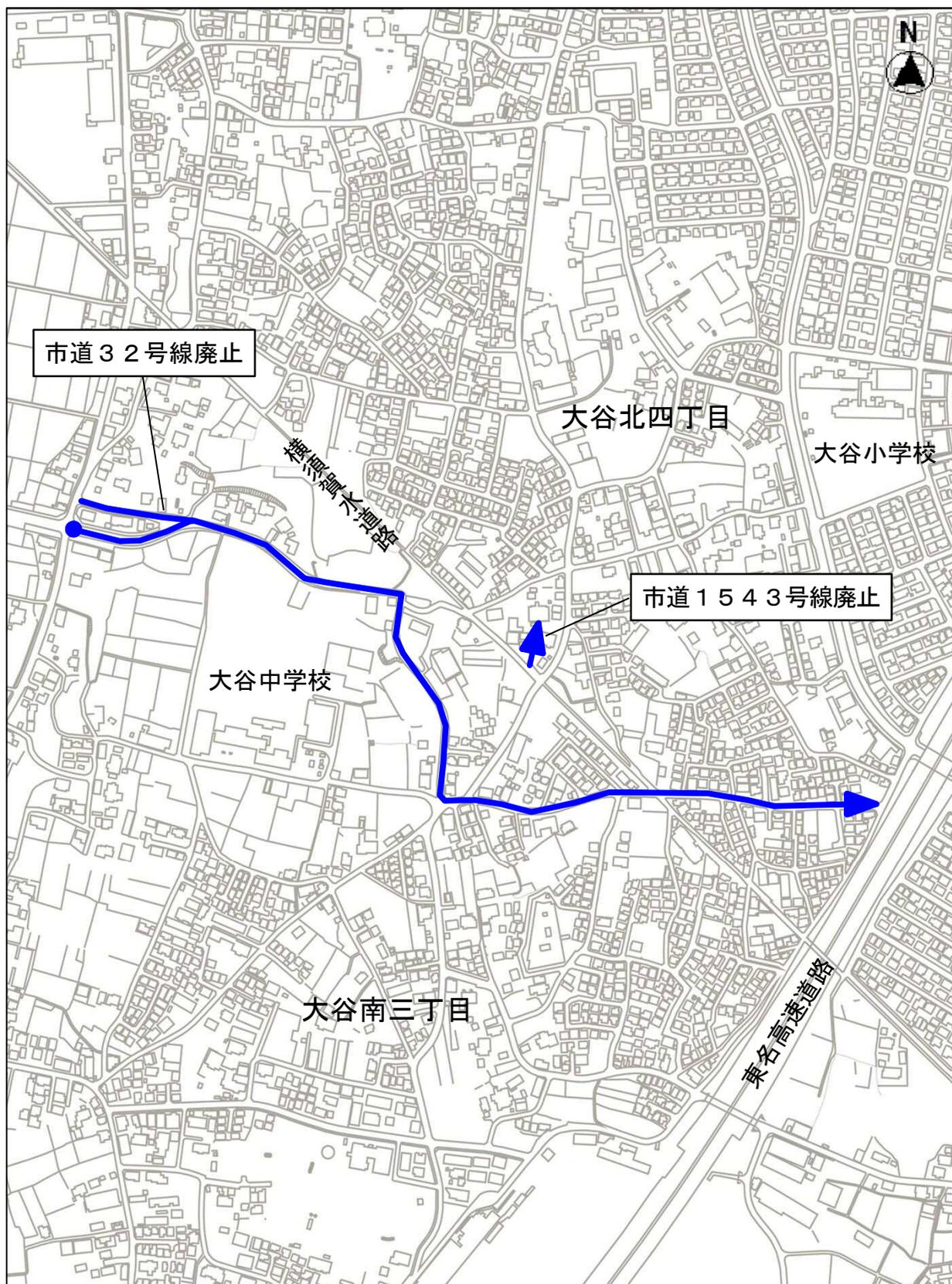
図No.1



【廃止理由】
市道365号線 払下げのため

案内図

図No.2



【廃止理由】

市道32号線 交差点改良事業完了に伴う路線整理のため
市道1543号線 消防団用地区域に編入済のため

案内図

図No.3



【廃止理由】
市道463号線 79号橋廃止に伴う路線整理のため

議案第 67 号

市道の路線認定について（市道 32 号線ほか 5 路線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

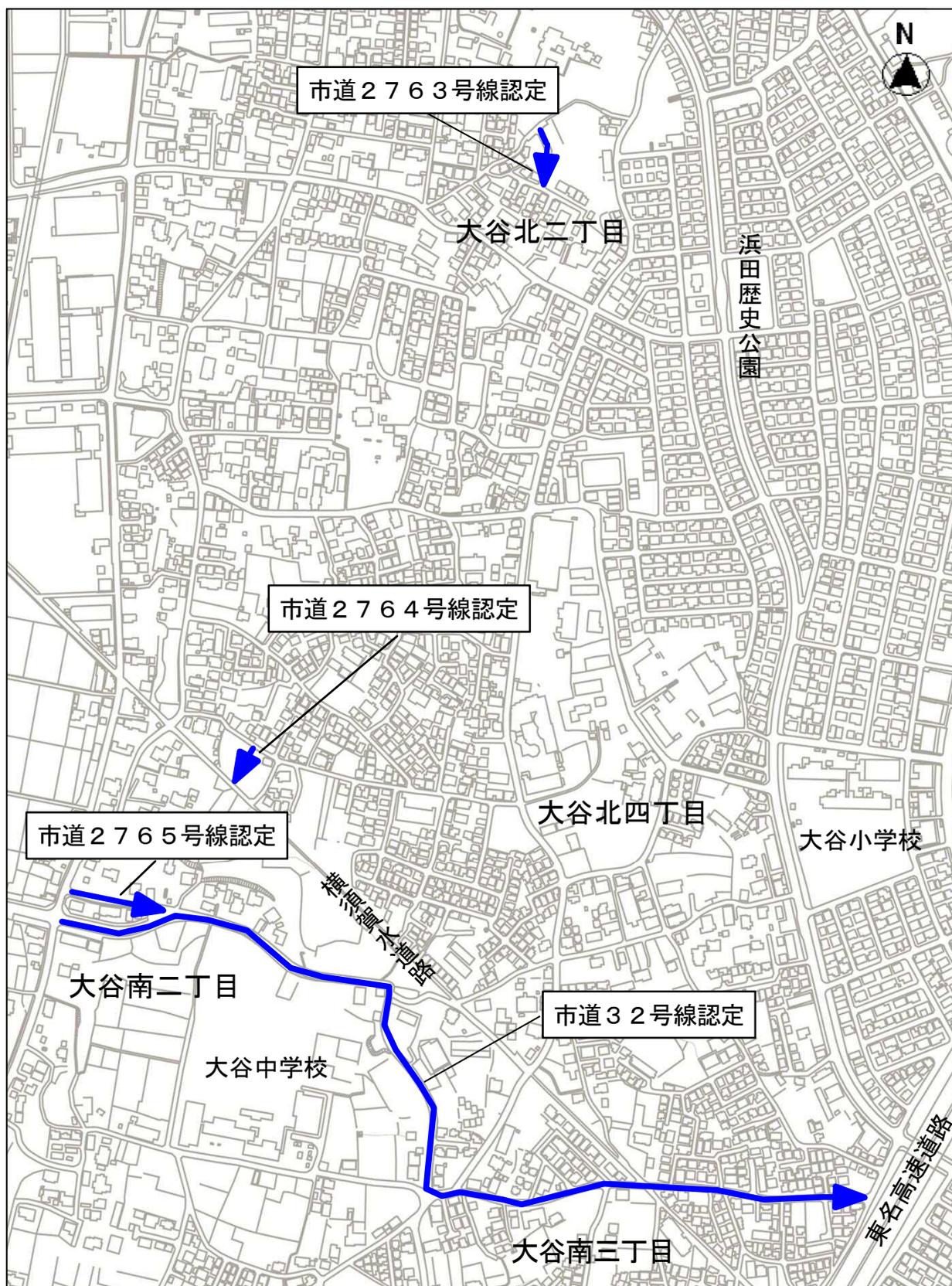
議会の議決を経た上、路線を認定したいため

市道の路線認定

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	3 2	大谷南二丁目3501番3地先	5.60	1,096.24
		大谷北四丁目4592番13地先	27.06	
	2 7 6 3	大谷北二丁目4063番6地先	6.00	56.31
		大谷北二丁目4039番4地先	11.20	
2 7 6 4	大谷北三丁目3702番6地先	5.00	39.79	
	大谷北三丁目3706番1地先	9.85		
2 7 6 5	大谷南二丁目3502番1地先	7.00	27.95	
	大谷南二丁目3720番地先	34.60		
2	4 6 3	今里二丁目413番1地先	3.75	475.50
		杉久保字堰下483番3地先	29.30	
	2 7 6 6	杉久保北一丁目302番1地先	4.48	47.68
杉久保北一丁目299番6地先		4.55		

案内図

図No.1

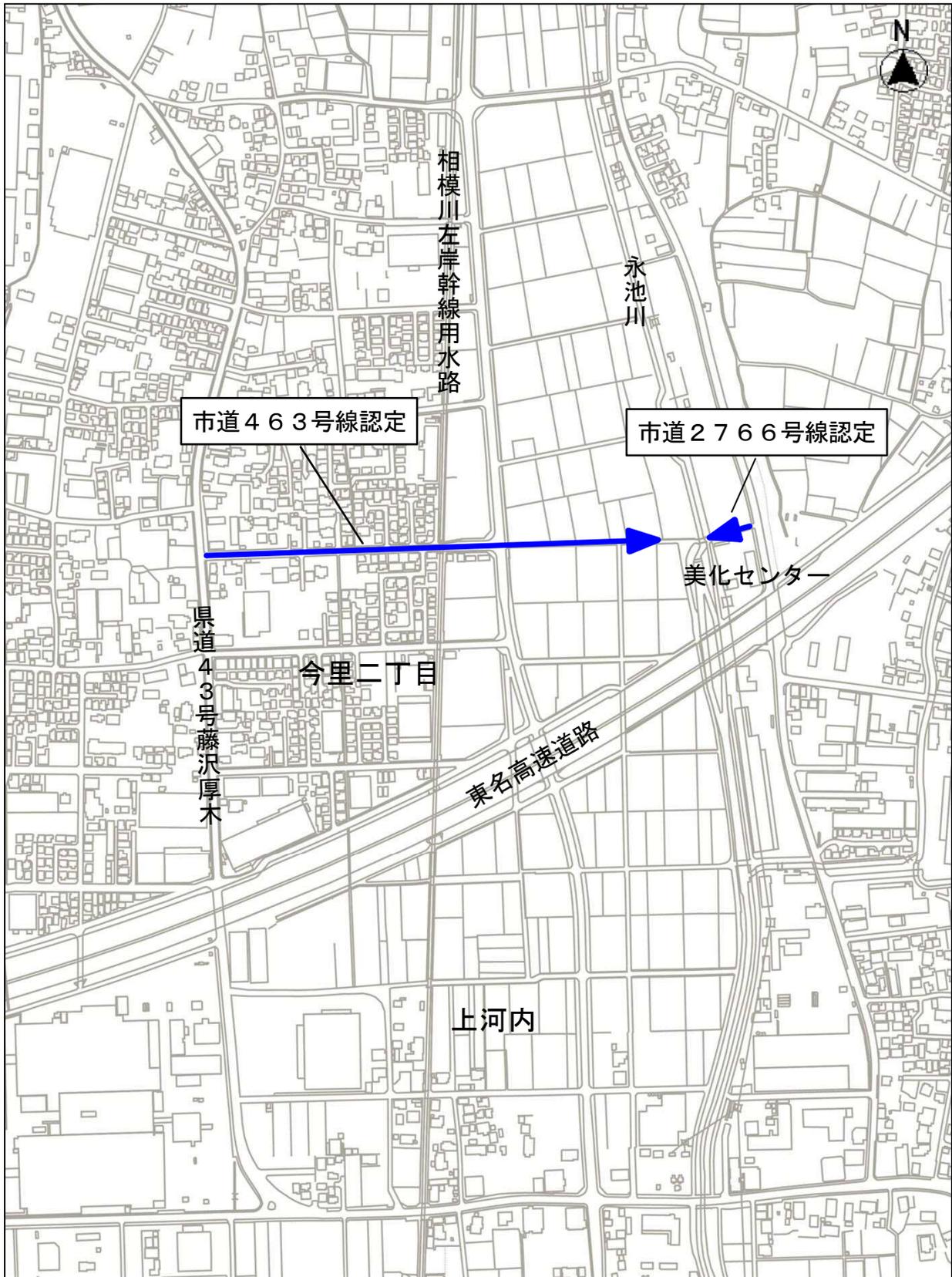


【認定理由】

市道32・2765号線 交差点改良事業完了に伴う路線整理のため
市道2763・2764号線 開発行為に伴う路線の帰属のため

案内図

図No.2



【認定理由】
市道463・2766号線 79号橋廃止に伴う路線整理のため

議案第68号

海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を海老名市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和3年12月1日提出

海老名市長 内野 優

記

住 所 海老名市国分北一丁目（以下略）

氏 名 酒 井 道 子

生 年 昭和54年

提案理由

現委員酒井道子氏の任期満了（令和3年12月12日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

酒 井 道 子 略 歴

年月	学歴・職歴
平成14年 3 月	大学法学部卒業
平成14年 4 月から 平成16年 8 月まで	民間企業
平成24年 1 月から 現在まで	海老名市景観審議会委員
平成29年12月から 現在まで	海老名市教育委員会委員

議案第 69 号

海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を海老名市固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市勝瀬（以下略）
氏 名 猪 熊 政 喜
生 年 昭和 28 年

提案理由

現委員猪熊政喜氏の任期満了（令和 3 年 12 月 19 日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

猪 熊 政 喜 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和52年 3 月	大学文理学部卒業
昭和52年 5 月	海老名市に奉職
平成17年 4 月から 平成18年 9 月まで	福祉総務課長
平成18年10月から 平成19年 3 月まで	高齢福祉課長
平成19年 4 月から 平成20年 3 月まで	保健福祉部参事兼高齢福祉課長
平成20年 4 月から 平成21年 3 月まで	議会事務局参事兼次長
平成21年 4 月から 平成23年 4 月まで	保健福祉部次長兼福祉事務所長
平成23年 5 月から 平成24年 3 月まで	保健福祉部長
平成24年 4 月から 平成25年 3 月まで	理事兼保健福祉部長
平成25年 4 月から 平成26年 3 月まで	理事（財務・市民福祉担当）
平成26年 3 月	海老名市を退職
平成26年 4 月から 平成27年12月まで	海老名市に再任用
平成28年 4 月から 平成28年 5 月まで	公益社団法人海老名市シルバー人材センター事務局長
平成28年 6 月から 平成31年 3 月まで	公益社団法人海老名市シルバー人材センター常務理事 兼事務局長
平成30年12月から 現在まで	海老名市固定資産評価審査委員会委員
平成31年 4 月から 現在まで	公益社団法人海老名市シルバー人材センター常務理事

議案第70号

海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、下記の者を海老名市固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年12月1日提出

海老名市長 内野 優

記

住 所 海老名市国分南二丁目（以下略）
氏 名 海老名 司 郎
生 年 昭和33年

提案理由

現委員佐々木達也氏の任期満了（令和3年12月19日）に伴い、新たに選任したため

(参 考)

海老名 司 郎 略歴

年月	学歴・職歴
昭和56年 3 月	大学政経学部卒業
昭和56年 4 月から 昭和63年 9 月まで	民間企業
昭和63年10月から 平成17年12月まで	税理士事務所
平成18年 1 月から 現在まで	海老名税務会計事務所

議案第71号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年12月1日提出

海老名市長 内野 優

記

住 所 海老名市上今泉四丁目（以下略）

氏 名 松 樹 俊 弘

生 年 昭和48年

提案理由

現委員池亀隆氏の任期満了（令和4年3月31日）に伴い、新たに推薦したいため

(参 考)

松 樹 俊 弘 略歴

年月	学歴・職歴
平成7年3月	大学仏教学部卒業
平成9年4月から 現在まで	宗教法人常泉院代表役員（住職）
平成9年4月から 平成24年3月まで	海老名市消防団第7分団分団員
平成20年2月から 令和2年1月まで	海老名市教育委員会委員

令和3年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

- 議案第72号 令和3年度海老名市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第73号 令和3年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 令和3年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第75号 令和3年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和3年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年第4回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期17日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
12月1日	水	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月7日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時
12月8日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月9日	木	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月13日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
12月14日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
12月15日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
12月17日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分